

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	子ども家庭局男女共同参画推進部 男女共同参画推進課
評価対象期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1 指定概要

施設概要	名称	①北九州市立男女共同参画センター ②北九州市立東部勤労婦人センター ③北九州市立西部勤労婦人センター	施設類型	目的・機能
	所在地	①北九州市小倉北区大手町11番4号 ②北九州市門司区下馬寄6番8号 ③北九州市八幡東区尾倉二丁目6番6号	I	— ⑥
	設置目的	①男女共同参画社会形成の推進。 ②③働く女性を中心に勤労家庭の福祉を増進するとともに男女共同参画社会の形成を推進する。		
利用料金制		<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制 <input type="checkbox"/> インセンティブ制 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ペナルティ制 有・ <input type="checkbox"/> 無		
指定管理者	名称	財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム		
	所在地	北九州市小倉北区大手町11番4号		
指定管理業務の内容		①②③ 男女共同参画に関する講座などの開催 調査研究 施設の維持管理 使用許可、使用料等の徴収など		
指定期間		平成23年4月1日～平成28年3月31日		

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント		配点	評価レベル	得点			
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み		60		39			
(1) 施設の設置目的の達成		45	3	27			
① 計画に則って施設の管理運営（指定管理業務）が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標を達成できたか）。							
② 市の政策を支援することが業務内容に付加されている場合、政策支援が十分に図られたか。							
③ 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。							
④ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。							
⑤ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。							
[評価の理由、要因・原因分析]							
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の形成を図るための拠点施設として、女性のチャレンジ支援・就労支援、あるいは市民活動のサポートなどを中心に、活動計画に基づき業務を遂行した。 							
		男女共同参画センター		東部勤労婦人センター		西部勤労婦人センター	
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
男女共同参画講座	講座数	11	13	19	22	24	20
	受講者数	28,483	25,930	1,046	1,603	1,283	1,574
就職支援講座	講座数	62	64	41	38	54	52
	受講者数	6,653	6,740	715	704	951	1,420
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、前年度に引き続き女性のキャリアアップ・キャリア形成等への支援を目的とした「就職支援講座」に力点を置いた事業編成に加え、子育て等の家庭生活における男女共同参画をさらに推進するため、「おとこのライフセミナー」など、男性向け家事・子育て関連講座等、男性の男女共同参画に対する理解を深めるための講座などを開催した。 ・また、司法書士や社会保険労務士などの講座参加者の中から、実際に資格取得や再就職に結びつく受講生が出るなどの成果も達成できた。 							
H24年度	男女共同参画センター	東部勤労婦人センター		西部勤労婦人センター			
利用者数目標	281,800人	177,800人					
利用者数実績	268,742人	197,336人 (東部107,239人、西部90,097人)					

- ・平成23年度から、男女共同参画センターに加え、東部及び西部勤労婦人センターの3館一括管理となり、事業計画書や報告書の作成、契約・経理事務や職員研修等を一元的に行うことによる効率化に引き続き努めた。
- ・施設利用者の意見などの情報を共有化し、毎月開催した3施設連絡会議の場でそれらについて意見交換するなど、日常的に3施設の連携強化に努め、一体的な運営を行った。さらに、勤労婦人センター主催の出前講座に、男女共同参画センターの相談員が講師として参画するなど、人的交流も図り、3施設一体となったレベルアップに努めた。
- ・3施設の主たる業務である講座やセミナーについては、事業内容や開催結果等について定期的に意見交換を実施し、効果的な運営が行われた。
- ・これからも、男女共同参画センターを本拠点、勤労婦人センターを地域拠点として位置づけ、男女共同参画社会形成の推進地域拠点として、様々な事業を地域密着型で実施するよう努力を要する。

(2) 利用者の満足度

① 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	15	4	12
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。			
③ 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。			
④ 利用者への情報提供が十分になされたか。			
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。			

【評価の理由、要因・原因分析】

- ・アンケート結果（「満足」及び「非常に満足」の割合）

	男女共同参画センター	東部勤労婦人センター	西部勤労婦人センター
施設	92.4%	85.0%	91.1%
サービス	91.0%	93.3%	93.6%
講座・講演会	78.3%	82.0%	88.5%
総合的な感想	100.0%	97.2%	98.3%

・男女共同参画センターの施設に関し、「洋式トイレを増やして欲しい」という要望が数年に渡り多かったことにより、利用者の多い箇所の増設を行い、利用者の意見を反映させた。

・男女共同参画センター、勤労婦人センターともに、講座・講演会に関して、医療事務講座などで「回数が少ない」という意見が複数あった。講座に対する満足度をさらに上げることを目指し、利用者連絡会議（男女共同参画センター）や友の会事業（勤労婦人センター）において、講座内容等に関する意見・要望についての意見交換を行っているが、年間を通したカリキュラムや構成等に関し、少し大きな視点で検討を重ね、更なる効果的な運営に努める必要がある。

・利用者への情報提供については、市政だよりを広報の中心とし、ホームページ、各施設の情報誌、フリーペーパー掲載、メールマガジン（男女共同参画センター）など積極

<p>的に情報提供に努めた。特に平成24年度は、事業の一つで実験的にSNSの使用を試みた。また、来年度には施設のホームページのリニューアルを検討するなど、更なる効果的な情報発信に対し、研究している。</p>			
2 効率性の向上等に関する取組み	20		12
(1) 経費の低減等	10	3	6
① 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。			
② 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。			
③ 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。			
<p>【評価の理由、要因・原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託事業については、必要に応じて、複数年契約を採用し、市の契約規則等に準じ、入札、競争見積もりに基づく契約を原則とする等、経費節減を図る取組みが実施された。 ・また、勤労婦人センターにおいては、東部及び西部勤労婦人センターの一括契約を採用し、経費削減を行った。 ・今年度は、施設内の保守・点検業務における契約先業者を一本化し、経費の節減を図った。また、パソコンなどの備品については、リース条件の見直しを行い経費節減を図った。 			
(2) 収入の増加	10	3	6
① 収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。			
<p>【評価の理由、要因・原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市男女共同参画基本計画」においては、3施設ともに、本市の男女共同参画を推進するための拠点施設として位置づけられている。この目的に沿って、男女共同参画の推進に資するよう利用促進を図っている。 ・24年度使用料については、男女共同参画センターで対前年比98.8%、勤労婦人センターで82.3%と減少した。 ・貸室の一つに関し、ミーティングなどに使用しやすいよう軽微な仕様変更を実施するなど、利用しやすい環境作りに取り組んでいるが、一層の努力が必要である。 			
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	20		12
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況	10	3	6
① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。			
② 職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか（管理コストの水準、研修内容など）。			
③ 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。			

【評価の理由、要因・原因分析】

- ・ 3施設の連携、連絡調整業務を行う「指定管理・施設管理担当部署」を中心に、3施設の連携体制づくりが行われた。また、施設の利用予約状況に応じたフレキシブルな人員配置及び効率的な組織運営が行われた。
- ・ 3施設とも、研修については、体系的な研修計画を立てて、積極的に実施した。毎月の所内整理日には、接遇研修をはじめ、男女共同参画に関する研修、暴力団排除に関する研修、文書事務、契約事務、会計事務に関する研修等、幅広く取り組んだ。
- ・ また、相談体制のさらなる充実のため、他の相談機関や関係機関との連携をより強化するとともに、相談員に相談技術向上のための研修に参加させるなど、相談員の資質向上にも努めた。
- ・ 3施設とも、「市民いっせいまち美化の日」行事に参加し、東部勤労婦人センターは「わっしょい百万夏祭り」、西部勤労婦人センターは、八幡東区の「区政連絡会議」、男女共同参画センターは、関係機関や小倉北警察署と連携し、DV防止キャンペーンに参加する等、地域や関係団体等との親交を積極的に深めた。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。	10	3	6
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。			
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われていたか。			
④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。			
⑤ 日常の事故防止など安全対策が適切に実施されていたか。			
⑥ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。			
⑦ 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。			

【評価の理由、要因・原因分析】

- ・ 自主的なルール及び体制として作成した「個人情報保護基本方針」に基づき、個人情報保護の遵守を徹底し、日頃から個人情報保護に努めた。
- ・ 施設の利用受付にあたっては、条例や要綱を遵守し、利用目的を確認し、公平・平等な取扱いを確実に行った。
- ・ 3施設とも防犯カメラ及び非常用通報装置を設置し、火災や台風、地震対応マニュアルなど各種のマニュアルを整備し、日頃から危機管理意識を持ち、不測の緊急事態に備えている。
- ・ 凶書の盗難防止などへの対応のため、指定管理者の発案かつ指定管理者の経費によって監視カメラ数台のうち、2台に対し録画機能を付加した。
- ・ 使用料等の徴収及び市への納付、月例報告については、適切に処理された。
- ・ 3施設ともに、消防計画に基づき年2回の消防訓練を実施しており、また設備の安全点検が適切に行われている。

【総合評価】

合計得点	63	評価ランク	C
<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度から男女共同参画センターに加え、東部及び西部勤労婦人センターの3館一括管理となった。男女共同参画センターの管理運営で培ったこれまでの経験と勤労婦人センターの実績や地域との関係等を踏まえ、男女共同参画センターを本拠点、勤労婦人センターを地域拠点として位置づけ、男女共同参画社会形成の推進拠点施設としての役割を果たした。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この3施設は、「男女共同参画社会の形成の推進」という市の政策支援のための施設であり、今後とも市と密接な連携の下、「男女共同参画推進の事業実施部門」という役割を十分に果たす必要がある。そのためには、3年目以降も、3施設のそれぞれの設置目的に沿った役割を踏まえつつ、今後の市の具体的な政策に沿った事業実施に心がけ、3施設一体の管理・運営により、有機的に連携し、男女共同参画社会形成の推進拠点施設としての強化を期待する。 			

【北九州市指定管理者の評価に関する検討会議における意見】

講座参加者について、実際に資格取得や再就職に繋がっていることや、利用者の要望に応じて施設の増設を行った結果、利用者の満足度が高くなっていることは評価できる。

今後とも、施設の設置目的達成に向けた、適正な管理運営と、更に施設の魅力を向上させる取り組みを期待したい。

【評価レベル】

評価レベル	乗率		
5	100%	良	目標（計画）を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標（計画）を上回る管理運営がなされている
3	60%	普	目標（計画）どおり適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標（計画）を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標（計画）を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【総合評価】

S：総合評価の結果、特に優れていると認められる
（合計得点が90点以上）

A：総合評価の結果、優れていると認められる
（合計得点が80点以上90点未満）

B：総合評価の結果、やや優れていると認められる
（合計得点が70点以上80点未満）

C：総合評価の結果、適正であると認められる
（合計得点が60点以上70点未満）

- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が50点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が50点未満)